



KANAGAWA

神奈川県 高等学校奨学金の予約採用のお知らせ

神奈川県教育委員会では、学業等に意欲があつて学資の援助を必要とする高等学校等（高等専門学校は除く。）の生徒に対して高等学校奨学金を貸し付けています。（要返還）

予約採用は、中学3年生在学中に、高等学校等入学後に採用決定する奨学生の選考を、あらかじめ行うものです。

なお、このお知らせは、平成30年度の制度を基に作成しています。平成31年度の制度内容については、制度改正等により変更になる場合がありますので、入学後の手続きの際には、最新の募集案内により再度確認してください。

応募要件

次のア・イのいずれにも該当する方

- ア 神奈川県内に住所を有し、神奈川県内の高等学校等に進学を予定している方、又は、保護者が神奈川県内に住所を有し、高等学校等に進学を予定している方。
- イ 保護者（同一生計の父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている方）の平成30年度都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が、409,600円未満であること。

- ◆ 奨学金の貸付けを受けるためには、**連帯保証人（独立の生計を営む成年者）が2人（うち、1名は親権者又は法定代理人）必要**になります。
- ◆ 貸付決定後に、印鑑登録証明書とともに借用証書を提出していただきます。

貸付月額

学校区分により申込みができる月額が異なります。（いずれかの額を選択）

学年	学校区分	基本月額（円）			
1年生 〔新入生に限る〕	国公立	10,000	20,000		
	私立	10,000	20,000	30,000	40,000

※ 2年次進級以降は上限額が10,000円下がりますが、申請（要件あり）により10,000円を加算し、新入生のときと同額の貸付けを受けることができます。

貸付期間

平成31年4月から平成32年3月までの1年間（毎年度申込みが必要です。）

貸付方法

高等学校等入学後の奨学金手続きをされた後、申出のあった金融機関口座へ振り込みます。（4～9月分/5月下旬、10～12月分/10月下旬、1～3月分/1月下旬）

申込期間

平成30年11月1日から平成31年1月15日まで（必着）

提出先

神奈川県教育委員会（裏面の提出先へ郵送してください。）

※選考結果は、申込書を受け付けてから概ね1か月後に通知します。

提出書類

- ① 奨学生予約採用申込書
- ② 世帯全員の住民票
- ③ 保護者の平成30年度市町村民税・県民税課税（非課税）証明書等

- ◆ お申込みを希望される方は、「平成31年度神奈川県高等学校奨学金奨学生予約採用募集案内」により詳細についてご確認ください。
- ◆ また、申込書・募集案内は中学校から受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

予約採用の奨学生として採用された場合、入学前の3月末に奨学金の一部に相当する額（120,000円）を前倒しして貸付けを受けることができる短期臨時奨学金に申し込むことができます。詳しくは、裏面「短期臨時奨学金のご案内」をご覧ください。

短期臨時奨学金のご案内

短期臨時奨学金は、高等学校等に在学することとなる生徒の進学準備のための費用に充てられるよう、入学前の3月に高等学校奨学金の一部に相当する額を前倒しして貸付けを受けることができる制度です。

短期臨時奨学金に申し込むためには、高等学校奨学金予約採用奨学生として採用されている必要があります。

貸付額	120,000円
貸付時期	平成31年3月末
対象となる方	高等学校奨学金の予約採用奨学生として採用された方
必要な書類	<input type="radio"/> 願書 <input type="radio"/> 奨学金借用証書・誓約書 <input type="radio"/> 連帯保証人2名それぞれの印鑑登録証明書 <input type="radio"/> 高等学校等の合格を証する書類 <input type="radio"/> 奨学金振込口座申出書
返還方法	入学後に申込む高等学校奨学金の貸付金の一部と相殺して返還します。 ※ 高等学校奨学金の申込みをしない場合は、平成31年5月末までに一括して返還していただきます。

<短期臨時奨学金の貸付けと返還の流れ>

3月上旬	短期臨時奨学金の申込み ↓
3月末	指定口座に120,000円の振込み ↓
高等学校等入学後	高等学校奨学金の申込み ↓
5月下旬	6か月分(4～9月分)の奨学金の振込み(1回目) ※ 短期臨時奨学金と相殺された後の金額が振り込まれます。 これで、短期臨時奨学金の返還は完了です(注)。

短期臨時奨学金を3月末に借りた場合の高校1年生時の指定口座振込額

※例えば、月額20,000円で申込んだ場合

- ・第1回振込(5月下旬)
20,000円 × 6か月分 = 120,000円
△短期臨時奨学金前貸し分 120,000円
(差引)指定口座振込額 0円
- ・第2回振込(10月下旬)
20,000円 × 3か月分 = 60,000円
指定口座振込額 60,000円
- ・第3回振込(1月下旬)
20,000円 × 3か月分 = 60,000円
指定口座振込額 60,000円

↓
短期臨時奨学金を合わせて240,000円振込

(注) 貸付月額が10,000円の場合は、1年分の奨学金すべてと相殺することとなり、高校1年生のときの振込みはありません。

◆提出先・問合せ先◆

〒231-8509 横浜市中区日本大通33
神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ 電話 045-210-8251 (直通)

◆奨学金ホームページ◆

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>